

報告第8号

議会の委任による専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づき、次のとおり専決処分をしたので、同条第2項の規定により、これを本議会に報告する。

令和6年12月10日

三朝町長 松浦弘幸

専決第8号

専決処分書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、三朝町国民健康保険条例の一部を改正することについて、次のとおり専決処分をする。

令和6年11月11日

三朝町長 松浦弘幸

三朝町国民健康保険条例の一部を改正する条例

三朝町国民健康保険条例（昭和45年三朝町条例第23号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(一部負担金) 第4条 略	(一部負担金) 第4条 略

2 被保険者は、往診又は歯科訪問診療の給付を受ける場合において、当該往診又は歯科訪問診療が「診療報酬の算定方法」（平成20年厚生労働省告示第59号）別表第1第2章第2部第1節の往診料の項注6又は別表第2第2章第2部の歯科訪問診療料の項注11の規定に該当するものであるときは、当該往診又は歯科訪問診療の給付に要する費用のうち当該往診又は歯科訪問診療がこれらの規定に該当しないものとして算定した額を超える部分については、第1項の規定にかかわらず、一部負担金を支払うことを要しない。

2 被保険者は、往診又は歯科訪問診療の給付を受ける場合において、当該往診又は歯科訪問診療が「診療報酬の算定方法」（平成20年厚生労働省告示第59号）別表第1第2章第2部第1節の往診料の項注4又は別表第2第2章第2部の歯科訪問診療料の項注8の規定に該当するものであるときは、当該往診又は歯科訪問診療の給付に要する費用のうち当該往診又は歯科訪問診療がこれらの規定に該当しないものとして算定した額を超える部分については、第1項の規定にかかわらず、一部負担金を支払うことを要しない。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、令和6年6月1日から適用する。